平成２１年（フ）第３４４号
三重県桑名市益生町54、住民票上の住所名古屋市港区寛政町１丁目27番地
債務者　林　　春子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
三重県桑名市益生町54、住民票上の住所名古屋市港区寛政町１丁目27番地
債務者　林　　雄藏
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３５７号
三重県四日市市前田町14番３―76号
債務者　亀地　崇弘
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
三重県四日市市松本４丁目２番８号
債務者　迫田　加代
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
三重県いなべ市大安町石榑東1715番地３　メゾンメイセツⅡ102号
債務者　一瀬　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
三重県桑名市大字下深谷部4964番地23
債務者　植松　伸行
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
三重県四日市市生桑町112番地15
債務者　柴田真由美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
三重県桑名市大字五反田2316番地　サンタプレイス103号
債務者　伊藤　雅弘
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
兵庫県川西市丸山台１丁目４番地の３　D―203
債務者　西原　和枝
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４５２号
兵庫県宝塚市小林５丁目８番70―306号
債務者　木村美佐子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４６４号
兵庫県宝塚市山本丸橋３丁目２番７―506号
債務者　妹尾由里子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７００号
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町23番６―203号
債務者　長谷川美枝
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０１２号
兵庫県西宮市樋ノ口町１丁目10番11号森田方
債務者　飯田　泰裕
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０３０号
兵庫県尼崎市西本町２丁目13番地の１
債務者　奥野　信治
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０４０号
兵庫県西宮市青木町４番25―803号
債務者　坂本トキヱ
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０７８号
兵庫県西宮市松山町１番10―602号
債務者　山中奈保子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１０１号
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目６番18―202号
債務者　富永　里美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１８号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1648番地
債務者　前田　禎子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部